

皆さんこんにちは、会派スマイルの小林信保でございます。

議長の許可をいただきましたので、市政一般について質問をさせていただきます。

今回、私は大項目で5点の質問をさせていただきますが、最初の質問は富士・東部地域患者情報共有システムについてさせていただきます。昨年の12月に引き続いての質問ですので昨年の質問と答弁を紹介し、その上に立って議論をさせていただきますと思います。

私は昨年、富士・東部地域患者情報共有システム通称F T ネットを有効に活用するために大月市において取り組むべき事は何なのか？という質問をさせていただきました。

その時白川事務長から、次の答弁を頂きました。

これは富士・東部医療圏内の医療機関が患者情報を共有しようとするもので、平成 25 年度から試験運用を予定するものであります。

共有する情報としては、患者情報、処方情報、検査情報及び画像情報の4項目となっており、患者さんがかかりつけの医療機関以外の圏域内の他の医療機関で診療を受ける際に、かかりつけの医療機関での診療の情報を活用することで、救急時における迅速、的確な診療情報の取得、重複投薬、重複検査の回避による患者負担の軽減、圏域

内の医療資源の有効活用などの効果が期待されています。診療情報の共有により、各医療機関の強み、特性、特徴などが圏域内の住民に理解されることで、圏域内の医療機関の機能分担が進み、圏域全体で総合病院のように患者情報共有システムが機能していくことが理想であると考えます。市立中央病院といたしましても、高性能なMRIの画像情報などの強みを発揮させながら、他の医療機関と連携し、このシステムが有効に機能するよう取り組んでまいりたいと考えております。という答弁です。

この昨年の議論を紹介させて頂き、以下、通告書に従い、議論にはいらさせて頂きます。

① 富士・東部地域患者情報共有システム（通称：FT ネット）について

先日、友人が都留市立病院に入院したのでお見舞いに行った際、FT ネットの患者情報共有についての同意書を求めるチラシの配布をしていました。

そのチラシがこのチラシです。

【パネル提示】 チラシの朗読

FT ネットは『患者様がどのようなお薬を飲んでいるのか。』『どのような検査を行い、どのような結果だった。』などの情報を富士・東部の医療機関等が共有する事で患者様の診療に役立てるための新しいシステムです。

かかりつけ医以外での受診や救急時において、最善の診療をお受けになる事ができます。また、重複したお薬や検査を防ぐことにもつながります。

富士吉田市立病院でもまだ同意書の提出を求め始めていませんが、同様に同意書の提出を求める予定だと聞きました。

例えば、私が都留市立病院に行って医療行為を受けた場合には、そこで同意書を提出すれば大月市立中央病院始め、他の病院や診療所などでその診療情報を見る事が出来るようになります。同様に私が富士吉田市立病院に行った時にも同意書を提出しないとその情報は共有されません。

又、中央病院で同意書を提出すれば、北都留医師会や富士東部地域でFT ネットに加入している病院や薬局、介護事業関係機関等でその情

報を見る事が出来るようになります。

昨年の議論の中で白川事務長は、「富士東部地域内の病院を一つの総合病院のように患者情報共有システムが機能していくことが理想であると考えます。」と答弁をされています。その為には、富士東部地域のすべての人が、この FT ネットの果たすべき役割や住民の皆さんが受ける事のできるメリットを十分理解し、住民がかかりつけの医療機関をはじめ、初めて訪れる他の病院や診療所で同意書の提出をする事が望まれます。そのためにはこのシステムのメリットを住民の皆さんに理解してもらう必要があります。そこで再度お聞きしますが、

このシステムの役割と住民の皆さんが受ける事のできるメリットとは何なのか？再度、解りやすく ご答弁を頂きたいと思います。

さて次に 都留市立病院の受付で立話し程度に聞いた話ですが、レセプトデータは月に5000枚程あるそうですが、現段階ではまだ同意書は50枚程度しか回収できていないとの事でした。多くの方に同意書を提出してもらう為に中央病院ではどのような方針で同意

書の提出を求めていくのか お聞かせ下さい。

又、昨年の答弁の中で「かかりつけの医療機関での診療の情報を活用することで、救急時における迅速、的確な診療情報の取得、重複投薬、重複検査の回避による患者負担の軽減、圏域内の医療資源の有効活用などの効果が期待されています。」としていますが、このような効果を得る為には、診療所や町医者等のかかりつけの医療機関において同意書の提出が無くてはなりません。北都留医師会の診療所や町のお医者さんでは同意書の提出に対しどのような対応をする予定となっているのか解る範囲でお聞かせを頂きたいと思います。

又、地域のお医者さんに対し、ネット環境の整備や ipad の初期設定、操作方法の指導などは誰がどのように進めて行く予定なのかお聞かせ頂きたいと思います。

では次の質問にうつります。

②昨年の同議会では私は地域医療を守るために医師の働く環境整備の

為の提案をさせて頂きました。

1・i-pad を活用し、有効な医療連携を図る為に中央病院と北都留医師会との意思疎通を図る為の取り組みをしてはどうか？

2・地域医療を守るために住民にもできることがあるという意識啓発をするために医師の労働環境の現状をしっかりと伝えたり、コンビニ受信の弊害を伝えたり、「ありがとう感謝の言葉が潤滑油」という言葉に代表される津島市の先進的な取り組みの紹介等の講演会をシリーズで行い、住民の意識啓発を図る事業を行ってはどうか？

3・その講演会に参加してくれた住民の意識調査などアンケートをとって、住民とともに地域医療を守らなければならないという事を感じ、行動してくれる住民をつくり出したらどうでしょう。

4・指導医を招いて、そして臨床研修認定医療機関として登録してはどうでしょう。

などの提案をさせて頂きました。

その質問に対し市長からは次のような答弁を頂きました。

『これまで、市立中央病院と北都留医師会というものは、過去においては余り交流がなかったと認識しております。その中にありまして、

最近におきましては、市立中央病院、そして北都留医師会の連携というものが非常に深まってきていると感じております。その中で、先ほどのコンビニ受診という問題の解決に当たっては、その地域の医師会と市立中央病院のやっぱり信頼関係というものが非常に重要であろうと思います。患者さんの診察、診療、手術、入院というものの受け持ち分野というものを明確に市民に理解いただける対策、情報発信というものを、もう少し我々も努力して市民の啓発を進めていく事も必要であろうと考えております。

そして、今回の病棟建設に当たり、進藤院長と私との話の中では、市民の方々に今の病院のあり方、そして今後、新しい病院ができた後の院長の考え方等をあらゆる機会を通じて市民の方々にお話をする機会もつくっていきたいと考えております。

そして医師の招聘には、1つのことをやるだけでなく色々な対策をしていかないと医師というものはなかなか来ていただけない。一番肝心なのは、私が常々申し上げているとおり、市民と医師との信頼関係の構築であると思います。市民とのキャッチボールの機会をつくる役割を我々がこれからしていこうということを検討しておる状況でありまして、皆様方にもその部分についてはご協力をいただか

なければうまくいかないだろうと、そのことによって医師が来やすい環境というものをつくれれば一つの問題が解決しますが、その他のさまざまな条件につきましても、対策をしていかなければいけないかなと考えておりますので、今議員がおっしゃったことは当然我々もこれから速度を速めてしていく必要があると考えておりますので、そんな思いを伝えて答弁とさせていただきます。』

と私の再質問に対しノー原稿で市長の思いを聞かせて頂きました。

さてそこで、昨年、医師の働く環境整備に向け提案させて頂いた、いくつかの提案に対し実施に向け検討を頂いているものと期待をしているわけではありますが、その取り組みは、どのようになっているのでしょうか？特に2，3の市民にもできる事があるんだという意識啓発の為にシリーズ化した講演会や行動する市民を作り出す為の取り組み等についてはどのように考えているのかお聞かせ頂きたいと思えます。

③ 産婦人科を婦人科にする理由

今定例会に提出されている案件の中に産婦人科の常勤医が不在によ

り分娩が出来ない事から、産婦人科の標榜を婦人科に改正する事が入っております。

大月市立中央病院の建設が進み、又先ほど取り上げた i-pad による医療連携の推進を図ろうとしている矢先に、産婦人科を婦人科に改めてしまうのは明らかな後退のイメージを与え、市民の新病院への期待感を損なう恐れがありますし、タイミングとして適切であるとは思えません。

i-pad による医療連携が進めば河口湖の山梨赤十字病院等で出産をするにしても、出産までの定期検査は大月市立中央病院をはじめとする市内の産婦人科で可能となるような道筋をつけてからであるとか何らかの手当てをしてからにするべきだと思います。そこで私は産科オープンシステムやセミオープンシステムの可能性を模索すべきと思いますが、日本赤十字病院等で取り組みをしている産科オープンシステムやセミオープンシステムがどのような物かを分かりやすくお示し頂いた上で、これまでそのような検討がなされてきたのか？今後、検討をしていくのか、明快な答弁をお願いいたします。そして何故今このタイミング産婦人科を婦人科に改めてしまうのかご答弁をお願いいたします。

④ 大月市職員の採用について

以前、私は大月市の職員の適正数に関する質問をさせて頂きました。その時の答弁で平成 24 年 4 月 1 日現在は 5 年前の 19 年と比較し 56 人減の 264 人となっており、さらに、5 年後には行政職給料表（一）表及び（二）表の職員数を予測しますと、定年退職者 51 人、毎年の採用者を 3 人とした場合であっても、29 年度には 36 人が減員し、201 人となることが見込まれております。

と答弁を頂きました。

大月市の今の人件費比率は他の市と比較してもまだまだ高く更なる職員数や人件費削減に取り組む必要があると認識をしていますが、そこで問題となるのは、これから更に少ない職員で多様化する行政サービスに対応していかななくてはならないという事です。

ここで大切なのは、如何に優秀な人材を確保していくのかという事と個々の能力のアップとだと思えます。

今回は優秀な人材の確保の為に重要な大月市の職員採用について質問をさせて頂きます。

まずは、大月の職員採用の試験案内の採用数に関して、毎年「若干名」としている事に目が行きました。なぜ、採用数を明記せず若干名と表

記し続けているのかその意図をお聞かせ頂きたいと思います。

次に、採用試験の公平性及び客観性を確保し、受験者の採用試験への理解を深めることをも大切であると思いますが、大月市の職員採用試験募集案内を見ると他市で見られる試験結果の開示請求に関する記述がありませんでした。

これは、平成 25 年度の山梨市職員採用資格試験案内にある開示請求に対する文言です。

「採用試験の結果について、開示請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証、運転免許証、身分証明書等）を持参のうえ、受験者本人が開示場所へおいでください。なお、電話、はがき等による請求では開示できません。」

ちなみにネット上で採用試験案内が公開されていたのは山梨県内
13 市の内 1 2 市で

更にその中で開示請求ができるとの記述があったのが北杜市、韮崎市、南アルプス市、都留市、山梨市、甲斐市、甲府市、中央市、
富士吉田市の 9 市

その記述がなかったのが 大月市、笛吹市、上野原市 の 3 市でありました

大月市のこの記述がないという現状は公平性や客観性の確保という観点でみると物足りなさを感じます。これまで開示請求があった場合にはどのように対応していたのでしょうか？

私は、今後、採用試験案内にこの開示請求の記述をすべきと思いますが、どのようにお考えになのか明確にご答弁を頂きたいと思います。

又、12月5日の山日新聞に甲府市の市職員の採用試験の合格人数と倍率が出ていました。合格者は26人、競争倍率は9.3倍
行政事務職の合格人数は16人、競争倍率は12.6倍と報道されておりました。

本年度の大月市の行政事務職の合格人数は何名で、競争倍率は何倍であったのかお聞かせを頂きたいと思います。

更にこれまで、これまでの合格者数や競争倍率の発表はどのようにしていたのかお聞かせ頂きたいと思います。

又、土木や建築をはじめとする専門職の採用などは、一般職の方との

別の適正が必要であると思いますが、試験内容についても分けているのか現状をお聞かせいただきたいと思います。

今、ネット社会を迎え、医療現場においても ipad などを導入し始めております。様々なアプリなどが開発され企業では積極的に導入して活用していると思います。そのような状況の中、情報管理 共有発信に対しソフト、ハード両面において専門知識を有した人材確保が必要だと思いますが、そのような人材確保についてお考えがあればお聞かせ頂きたいと思います。

次の質問に移ります。

⑤ 大月市のHPの観光ボランティアガイドのページに

「大月市観光ボランティアガイドが、大月の見所をご案内します。

現在は、「名勝猿橋」でのご案内のみとなりますがお気軽にお申込ください。」

と書かれています。

猿橋に行った際、その活躍を目にし、観光ボランティアの方々の大切さと言いますか、頼もしさを感じたわけですが、先日、山の観光ボ

ランティアーをされている奈木さんとお会いし、いろいろお話を聞かせていただきました。

山の観光ボランティアは山の地理、草花、木の名前など、多くの知識そして様々なケースにどう対応するかという判断をするための経験が必要とされ、お客さんも何も知らない方から詳しい人まで様々な方に対して話をしなくてはならず、その対応は非常に難しいとおっしゃっておりました。又、冗っぽくですが、「命を預かっているんだよ」とも言っておりました。

これは、冗談っぽく言ってはいましたが、判断を間違えばそのような事もありうるという意味でおっしゃっているのだと理解させていただきました。

そして 今、大月の山の観光ボランティアは3名で、皆さんがご高齢であり、観光ボランティアを作る事は時間がかかるので後に続く人の育成が急務だともおっしゃっておりました。

さて、本市のHPには観光ボランティア募集の文字がありましたが、観光ボランティアの数は、どのように推移しているのでしょうか？山・猿橋・その他で分けてお示しを頂きたいと思います。

行政改革大綱実施計画シートの観光ボランティアの推進の事業にもあるとおり、私も、山のガイドさんをもっと増やしていく必要があると思っています。

目標として毎年のガイド認定を20%増という目標を掲げていますがどのようにして目標を達成しようとしているのかについてお聞かせ頂きたいと思います。

私は、山岳ガイドの育成に向けて試験を行い、段階別の認定制度のような仕組みを作るべきと思っています。

山道案内が出来る人をブロンズガイド

ブロンズガイドの能力に加え樹木、野草案内が出来る人を山岳シルバーガイド

シルバーガイドの能力に加え写真撮影指導ができる人をゴールドガイド

又、秀麗富嶽十二景のどの山の案内ができるのかを把握し、その山の数を表記して認定してはどうだろうと考えました。

例えば、雁が腹摺山、笹子雁が腹摺山、大倉高丸、高川山の4つの山の道案内が出来る人であれば4ブロンズガイドとして認定し

12の山の道案内ができて、草花や樹木の説明ができる人を12シ

ルバーガイドとして認定するなどして、徐々に山のスペシャリストを作り出していく等の仕組みを構築していく事が必要ではないかと思いますが、山の観光ボランティア育成についての考えをお聞かせ頂きたいと思います。